

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2024 年 3 月 No.114

NY LLC のニューヨーク州法に基づく実質的所有者情報の報告義務

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達

弁護士・ニューヨーク州弁護士 加藤 嘉孝

弁護士・ニューヨーク州弁護士 大橋 史明

はじめに

2023 年 12 月 23 日、米国ニューヨーク州知事が、LLC Transparency Act（以下、「NY LLCTA」といいます。）¹ と呼ばれる、ニューヨーク州の limited liability company（以下、「LLC」といいます。）に対して実質的所有者（beneficial owner）の報告を義務付ける法案に署名しました²。これにより、NY LLCTA は 2024 年 12 月 21 日（以下、「本効力発生日」といいます。）に効力が発生します。NY LLCTA は、当事務所が 2021 年 4 月 1 日及び 2023 年 9 月 8 日に発行したニュースレター³（以下併せて、「前回ニュースレター」といいます。）でご紹介した、米国財務省の金融犯罪捜査網（the Financial Crimes Enforcement Network、以下、「FinCEN」といいます。）管轄の、Corporate Transparency Act（以下、「CTA」といいます。）に基づく実質的所有者の報告をニューヨーク州においても義務付けるという法案です。そのため、NY LLCTA に基づく報告義務制度の多くは CTA を引用してありますが、他方で CTA とは異なる制度設計となっている部分もあり、ニューヨーク州において事業を行う企業にとって NY LLCTA を理解しておくことは重要と考えられますので、本ニュースレターでは主に CTA との相違点を中心に NY LLCTA の概要をご紹介します。

NY LLCTA の概要

1. 実質的所有者の報告義務

NY LLCTA は、ニューヨーク州において設立された LLC 又はニューヨーク州において事業登録を行っている LLC（以下、「対象 LLC」といいます。）に対して、報告対象除外会社（exempt company）に該当する場合を除き、New York Department of State（以下、「DOS」といいます。）にその実質的所有者の情報を報告するよう義務付けています。NY LLCTA 上、実質的所有者及び報告対象除外会社の定義については CTA を引用しており、これらの定義の内容は CTA の内容と同様になっています。これら定義の概要については、前回ニュースレターをご参照ください。

NY LLCTA に基づき報告すべき実質的所有者の情報についても CTA と基本的に同様で、以下のとおりとなっています。

- 正式な氏名
- 生年月日

¹ <https://www.nysenate.gov/legislation/bills/2023/S995/amendment/B>

² <https://www.governor.ny.gov/news/governor-hochul-signs-llc-transparency-act>

³ 当事務所発行の米国最新法律情報 No.55「米国子会社の実質的所有者情報の報告義務」（2021 年 4 月）及び米国最新法律情報 No.99「米国子会社の実質的所有者情報の報告義務（アップデート版）」（2023 年 9 月）

- 現在のビジネス上の住所
- パスポート、州政府等が発行する身分証明書又はドライバースライセンス等に記載されている固有の識別番号⁴

また、報告会社が CTA に基づき FinCEN に対して実質的所有者の報告を行った場合で上記の情報が含まれているときは、当該報告書のコピー⁵を提出することで、NY LLCTA 上も実質的所有者の報告を行うことができることとされています。下記 2.(4)で述べるとおり、本効力発生日時点において設立又は事業登録されている対象 LLC (以下、「既存 LLC」といいます。)については、CTA と同様に 2025 年 1 月 1 日までの初回報告が必要ですので、基本的に CTA に基づく実質的所有者の報告書のコピーを DOS に提出することで足りると考えられます。

2. CTA との主な相違点

(1) 報告会社の範囲

CTA が LLC に限らず、米国において設立又は事業登録された事業体を広く報告会社としている一方で、NY LLCTA においては、ニューヨーク州において設立された LLC 又はニューヨーク州において事業登録された LLC のみが報告会社となっています。そのため、corporation 等の他の形態の事業体については、ニューヨーク州において設立又は事業登録されているとしても、NY LLCTA は適用されません。LLC のみが対象となっているのは、ニューヨーク州議会によれば、LLC の設立のためには僅かな個人情報しか要求されないという手続の簡易さと、LLC との間に中間親会社を挟む方法により、実質的所有者の存在を隠蔽してマネーロンダリング、脱税、組織的犯罪等に利用されてきたという歴史的な背景があるとされています⁶。

(2) 報告対象除外会社による書類の提出

上記 1.記載のとおり、NY LLCTA は報告対象除外会社の範囲を CTA と同様としている一方で、報告対象除外会社に該当する場合、どの除外要件に該当するのかが記載された書面を DOS に対して提出する必要があることとなっています。この制度により、対象 LLC は、報告会社か報告対象除外会社であるかにかかわらず、一定の書類を DOS に対して提出する必要がありますので、対象 LLC を保有する日本企業にとっては特に実務上留意すべきポイントと考えています。

(3) 実質的所有者情報の公開（修正予定）

CTA 上、報告会社から提出された情報は、秘密として取り扱われ、国家安全、諜報活動又は法の執行に従事する連邦政府機関がこれらの活動のために利用する場合等、CTA において定められている一定の場合を除き、政府機関等によって開示されることはないとされています。他方、現在の NY LLCTA 上は、原則として実質的所有者の氏名が公にアクセス可能なデータベースにおいて公開されることが想定されていますが、ニューヨーク州知事とニューヨーク州議会の議論の結果、個人情報の流出の懸念から、実質的所有者の氏名を含めた実質的所有者の情報は、法の執行のために政府関係者のみがアクセスできるように制度を変更することが合意され、本効力発生日までにそのための法案の修正が行われる見込みとなっています。

(4) 報告の時期

①既存 LLC については、CTA に基づく実質的所有者の報告と同様、2025 年 1 月 1 日までに、②本効力発生日以降に設立又は事業登録される対象 LLC については、設立又は事業登録を行う際に、初回報告又は報告対象除外会社に該当する旨の書類提出を行う義務があります。他方で、CTA 上、その効力発生日以降に新設される会社については、2024 年中は設立又は事業登録後 90 日以内、2025 年以降は設立又は事業登録後 30 日以内となっています。

また、初回報告後は報告した情報に変更が生じた場合（報告対象除外会社が除外要件を満たせなくなり、報告会

⁴ CTA と異なり、身分証明書それ自体の提出は不要とされています。

⁵ CTA に基づく実質的所有者の報告は既にオンライン上での申請が可能となっていますが (<https://boiefiling.fincen.gov/>)、提出後にオンライン上でコピーのダウンロードが可能とされています。

⁶ <https://www.nysenate.gov/legislation/bills/2021/S8439> の Summary

社となった場合を含みます。)、90 日以内に変更後の情報を報告する必要があります。

(5) 制裁

NY LLCTA は、実質的所有者の報告義務を怠った場合の制裁として、段階的な制裁を規定しています。すなわち、提出期限から 30 日を超えて NY LLCTA に基づく提出を怠った場合、DOS の記録上「past due」と表示されます。また、提出期限から 2 年を超えて NY LLCTA に基づく提出を怠った場合、報告会社に対して通知書が郵送され、DOS の記録上「delinquent」と表示されます。さらに、当該通知書の郵送から 60 日以内に必要な情報の提出を行わない場合は、最終的に 250 ドルの民事罰が課されます。CTA 上の制裁は、民事罰として 1 日につき 500 ドル以下の罰金のみならず、刑事罰として最大 250,000 ドルの罰金及び/又は 5 年以下の懲役が科されますので、NY LLCTA は刑事罰がないという点で CTA と異なるといえます。

まとめ

NY LLCTA に基づく実質的所有者の報告は、CTA に基づく実質的所有者の報告と同趣旨の共通点の多い制度ですが、上記のとおり、ニューヨーク州で設立又は事業登録された LLC のみが対象となっている点、報告対象除外会社に該当する場合でも一定の書類の提出が義務付けられる点等において CTA と異なります。ニューヨーク州は、日本企業の事業拠点として重要な場所であり、LLC もよく利用される形態の事業体であることに照らすと、CTA の知識を前提に NY LLCTA を理解しておくことは実務上重要であると考えられます。本効力発生日及び報告期限まで若干の期間はありますが、期限に先立ち、①ニューヨーク州における設立又は事業登録された LLC の有無、②報告対象除外会社該当性等を予め確認し、今後集積されると思われる CTA における実務を踏まえ、必要書類を準備することが必要になると思われます。

2024 年 3 月 13 日

[執筆者]



塚本 宏達

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05 年～07 年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。



加藤 嘉孝 (長島・大野・常松法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー)

yoshitaka_kato@noandt.com

2009 年大阪大学法学部卒業。2011 年京都大学法科大学院修了。2019 年 University of Virginia School of Law 卒業 (LL.M.)。2012 年長島・大野・常松法律事務所入所。2019 年～2023 年に長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) に勤務。2023 年から長島・大野・常松法律事務所東京オフィスに復帰。入所以来、M&A、プライベート・エクイティ、ファイナンス取引、租税法分野を中心として企業法務全般に関するリーガルサービスを提供している。



大橋 史明 (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士)

fumiaki_ohashi@noandt.com

2014 年早稲田大学法学部卒業。2015 年弁護士登録 (第一東京弁護士会)、長島・大野・常松法律事務所入所。2022 年 Columbia Law School 卒業 (LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar)。2022 年～2023 年株式会社三井住友銀行ニューヨーク支店勤務。2023 年ニューヨーク州弁護士登録。2023 年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP) 勤務。バンキングを始めとする様々なファイナンス取引・金融規制、不動産取引を中心に、現在はニューヨークを拠点として企業法務全般に関するアドバイスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約 600 名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T U.S. Law Update ～米国最新法律情報～の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようお願いいたします。